

建 第 999 号
令和7年10月21日

(一社) 島根県建築士会会長様
(一社) 島根県建築士事務所協会会長様
(一社) 島根県建設業協会会長様
(一社) 島根県建築技術協会会長様
(一社) 島根県住まいづくり協会会長様
(一社) 島根県建築組合連合会会長様
(一社) 島根県建築設備設計事務所協会会長様
(一財) 島根県建築住宅センター理事長様
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長様
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長様

島根県土木部長
(建築住宅課)
(公印省略)

島根県手数料条例の一部改正について（通知）

このことについて、島根県手数料条例を別添のとおり改正し、令和7年10月21日から施行することとなりました。

については、貴会会員等への周知をお願いいたします。

記

【改正内容】

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料
(別表64の5の項第1号イ(ウ)b)

1) 一戸建ての住宅の省エネ基準適合性判定における仕様・計算併用法※を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

区分	改正前	改正後
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	28,000円

※) 仕様・計算併用法

住宅における「外皮性能」及び「一次エネルギー消費性能」について、一方を標準計算により、もう一方を仕様基準により適合させる方法

[担当] 建築物安全推進室 建築法令係 廣江、金築
TEL : 0852-22-5219 FAX : 0852-22-5218
E-mail : kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp